

会員規約

第1条 名称・所在地

ジムの名称は matroom tokyo (マットルームトーキョー) と称し (以下「本ジム」といいます。)、

所在地を東京都台東区花川戸2丁目13-6 river浅草 2階に置きます。

第2条 目的

本ジムは会員が施設の利用及び運動の指導教授を通じて、心身の健康維持・健康増進・会員の相互親睦を図ることを目的とします。

第3条 本契約の範囲

本ジムが隨時会員に対し発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

第4条 本契約の変更

本ジムは会員の了承を得ることなく本規約を変更できるものとし、会員はこれを承諾します。

第5条 本ジムからの通知

前条の場合のほか本ジムが必要と判断した場合、本ジムは会員に対し、隨時必要な事項を通知します。

なお本ジムからの通知は、会員が本ジムに登録した住所にすれば足りるものとします。

第6条 入会

本ジムの入会を希望するものは規約及び諸規定を了承の上、所定の申し込み手続きを行い、本ジムの了承を得た上で所定の入会金等を払い込むことにより、会員としての資格を取得します。

第7条 会員の要件

本ジム会員は次の各号に該当するものとします。

1. 本ジムが認証した方。

2. 頭部障害や感染症などの健康に異常がなく、本ジムの運動に適している方。

※なお、暴力団または反社会組織の構成員、その他本ジム会員としてふさわしくない方は入会できません。入会後、これらの事由に該当することが判明した場合は入会を取り消します。

第8条 会員の本施設利用範囲

会員は本施設の定める諸規定に従い、本ジムが定める曜日と時間帯に本施設を利用することが出来ることとします。

第9条 入会金

入会金は本ジムが定める金額とし、如何なる場合も一切返還されないものとします。

第10条 月会費

月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うこととします。なお、月会費の未払いが3ヶ月以上継続した場合、法定の遅延損害金の請求、および代行業者への回収依頼を行う場合がございます。

第11条 会員証

1. 2021年2月15日現在、本ジムは会員に対し、会員証を発行しません。

第12条 変更事項の届出

会員は住所、連絡先、その他入会申込事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届け出なければならないものとします。

第13条 退会

会員が本ジムを退会する場合、退会月の10日までに書面またはメールにて退会届を提出するものとします。

なお、退会月の会費は途中であっても全額を徴収するものとします。

第14条 会員資格の停止及び除名

本ジムは会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を一時停止、または除名することができます。

1. 入会申込者が実在しないことが判明したとき。
2. 入会申し込みをした時点で規約違反等により会員資格の停止処分中であるとき。
3. 過去に規約違反で本ジムの除名処分を受けたことがあるとき。
4. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
5. 本ジムの利用料金支払いを怠っていること又は過去に支払いを怠ったことがあるとき。
6. 本ジムを中傷又は本ジムの名誉を著しく傷つけたとき。
7. 会員登録住所に通知するも2ヶ月以上連絡が取れないとき。
8. 本規約のいずれかに違反したとき。
9. その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき。

※過去の行いについても時期や内容によって対象となる場合があります。

第15条 休会

会員は下記の公的かつ正当な理由により、休会の手続きを行うことにより本ジムの承認を得て休会することができます。休会費として月額1,500円いただきます。休会前月の10日までに休会申出をするものとします。

1. 海外移住・転勤などにより会員が本ジムの会員特典を一定期間享受できないと判断されるとき。
2. 妊婦・疾病・怪我・障害等本ジムの一般活動への参加が当面不可能であり、退会する意思が会員に無いとき。
3. その他本ジムが正当な事由と認めたとき。

第16条 利用料算定開始日

本ジムの利用料算定開始日は、所定の手続きを行った日をもって契約開始日とします。

第17条 利用上の注意

会員は本ジムの利用上、以下の行為をしないものとします。

1. 公序良俗に反する行為。
2. 犯罪行為に結びつく行為。
3. 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為。
4. 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
5. 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為。
6. 本ジムの運営を妨げるあるいは本ジムの信頼を毀損する行為。
7. スポーツマンシップに則らない暴力行為。
8. その他法律に反する行為。

第18条 責任事項

1. 本ジム内において発生した盗難、会員間のトラブル、負傷等の事故については、本ジムは一切の責任を負いません。
2. 会員は本規約、その他本ジムの定める諸規定に違反して本ジムに損害を与えた場合、それによって生じる一切の損失、費用、経費等を弁償するものとします。

第19条 自己責任の原則

1. 会員が本ジムの施設、サービス利用時に他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己責任をもって解決し、本ジムに迷惑、損害を与えることのないものとします。
2. 本ジムは本ジムの利用施設、サービス利用時に発生した会員の損害に対し、ジム側に重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとし、損害賠償をする義務はないものとします。

第20条 施設の一時閉鎖、一時休業

本ジムは次の理由により施設の全部または一部を休業、閉鎖することがあります。

1. 天変地異等の不時の災害その他により、開場が適切でないと判断したとき。
2. 施設の点検、補修または改修するとき。
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき。
4. 本ジム所属選手が大会に出場する場合、本ジムのイベントの開催等のとき、その他本ジムが休業を必要と認めたとき。

第21条 個人情報

会員から収集した個人情報は、厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等に対して、適切な予防並びに是正措置を講じます。また、本ジムスタッフに対し適切な教育・監督を行い、お客様の個人情報の安全管理および適切な取扱いを徹底します。

なお会員の個人情報は、スケジュールの急な変更のお知らせや、本ジムのイベント、格闘技の試合その他勧誘などのために利用することができますので予めご了承ください。